

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求について

新型コロナウイルス感染症と診断（PCR検査等で陽性と判明）され、保健所等の判断により宿泊施設や自宅で療養された場合、入院給付金のお支払対象となります。宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求にあたって、以下の記載内容をご確認ください。

ご提出いただく書類

◆ 宿泊療養・自宅療養の期間が「14日以内」の場合

ご提出いただく書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 【新型コロナウイルス感染症】治療状況報告書	■ 請求者さまご自身で記入してください。
<input type="checkbox"/> <u>新型コロナウイルス感染症と診断されたことがわかる書類の写し</u>	■ 「就業制限通知書」、「宿泊・自宅療養の勧告書」など、保健所等が発行した書類の写しをご提出ください。

◆ 宿泊療養・自宅療養の期間が「15日以上」の場合

ご提出いただく書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 【新型コロナウイルス感染症】治療状況報告書	■ 請求者さまご自身で記入してください。
<input type="checkbox"/> <u>新型コロナウイルス感染症と診断されたこと + 療養期間</u> がわかる書類の写し	■ 療養期間がわかる「就業制限解除通知書」などの保健所等が発行した書類や、ホテルが発行した書類などの写しをご提出ください。

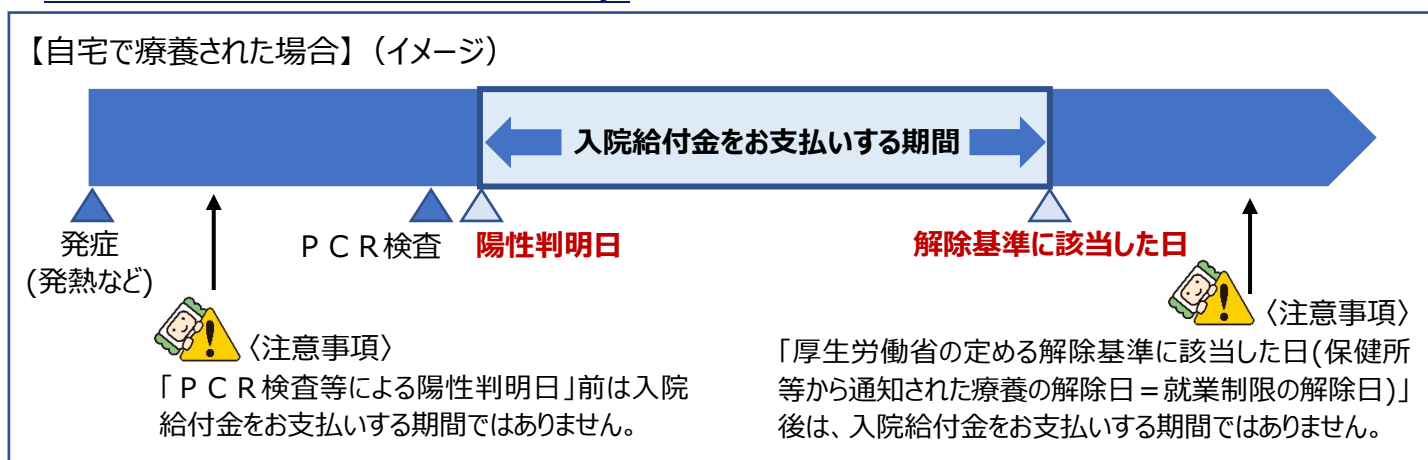
◆ 上記書類をご準備いただけない場合

ご提出いただく書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 住友生命所定の「 <u>宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健所等から証明いただいたうえで原本をご提出ください。 ■ 保健所等が発行した「<u>宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）</u>」でもお手続きいただけます。

※給付金請求書はいずれの場合も必要となります。また、ご入院された場合や代理人さまからのご請求の場合など、追加で書類が必要になる場合があります。詳しくは、担当のスマセイライフデザイナーまたはスマセイコールセンターまでお問い合わせください。

入院給付金をお支払いする期間

◆ 「PCR検査等による陽性判明日」～「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された療養の解除日 = 就業制限の解除日）」がお支払いの対象です。



※2021年7月現在の情報に基づき作成しており、今後取扱いが変更になる可能性があります。



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

スマセイコールセンター

0120-307506

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時
（日・祝日・12/31～1/3を除く）

あなたの未来を強くする

住友生命